

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和6年9月2日 第17号
件 名	介護保険制度の抜本的改善、介護従事者の処遇改善 を求める請願書
請 願 者	文京区本駒込五丁目 15 番 12 号 新日本婦人の会文京支部 支部長 小 竹 絃 子
紹 介 議 員	金 子 てるよし
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	厚生委員会

## 請願理由

介護保険制度は施行 24 年が経過しました。しかし、利用料、食事・居住費などの重い負担のため必要なサービスが利用できない実態が広がり続けており、家族の介護を理由とする介護離職も高止まりのままです。

2024 年度の介護報酬改定はプラス改定となりましたが、介護職員と全産業平均との月額 7 万円の賃金格差を埋めるにはほど遠い内容であり、介護事業所の経営困難をもたらしている物価上昇分をカバーすることもできない不十分な改定です。さらに訪問介護の報酬が引き下げられたことで、地域で最も身近な小規模の訪問介護事業所が廃業に追い込まれる事態が生じており、「訪問介護事業所がなくなれば住み慣れた家で暮らしていけない」、「親を介護施設に入れざるを得ない」など、怒りと不安の声が噴出し続けています。加えて介護現場の人手不足は本当に深刻で、ヘルパーの有効求人倍率が 15 倍を超えるなど、このままでは介護の担い手がなくなります。身体介護、生活援助など訪問介護は、とりわけ独居の方をはじめ要介護者や家族の在宅での生活を支えるうえで欠かさないサービスです。このままでは在宅介護は続けられず「介護崩壊」を招きかねません。

こうしたなか政府は、私たちの反対の声で先送りさせた利用料 2 割負担の対象拡大、ケアプラン有料化、要介護 1、2 のサービスの保険給付外しなど、さらなる改悪に向けた審議を 2025 年から再開しようとしています。

権利としての社会保障を実現させるためには、社会保障費を増やし、介護保険の国庫負担を引き上げ、制度の抜本的改善、介護従事者の大幅な処遇改善と増員を図ることは何よりも必要です。介護保険の立て直しは待ったなしの課題です。

以上の趣旨から、下記事項につき、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣に対する要望書の提出を決議していただくよう要望いたします。

## 請願事項

- 1 社会保障費を大幅に増やし、必要なときに必要な介護が保障されるよう、費用負担の軽減、サービスの充実など介護保険制度の抜本的な見直しを行うこと。介護報酬財政に対する国庫負担の割合を大幅に引き上げること。
- 2 訪問介護の基本報酬の引き下げを撤回し、介護報酬全体の底上げを図る再改定を至急行うこと。その際は、サービスの利用に支障が生じないよう、利用料負担の軽減などの対策を講じること。